

過疎地域を対象とした予算措置（①過疎地域等を対象とした補助金・交付金1）

資料4

所管	補助金等の名称・事業名		対象経費	対象地域	交付決定額 (百万円)
総務省	過疎地域等自立活性化推進交付金	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	地域運営組織等が行う、複数集落で連携して集落の維持・活性化に取組む事業に要する経費（高齢者サロン開設等）	過疎地域を含む条件不利地域	690
		過疎地域等自立活性化推進事業	市町村等が行う、先進的で波及性のあるソフト事業に要する経費（産業の振興や集落の維持・活性化等）	過疎地域のみ	
		過疎地域集落再編整備事業	市町村が行う、定住促進のための団地整備や空き家改修等に要する経費	過疎地域のみ	
		過疎地域遊休施設再整備事業	市町村等が行う、地域活性化や振興のための遊休施設整備に要する経費	過疎地域のみ	
	無線システム普及支援事業費等補助金	携帯電話等エリア整備事業	市町村が行う、携帯電話等の基地局等整備事業に要する経費	過疎地域を含む条件不利地域	1,086
		公衆無線LAN環境整備支援事業	地方公共団体等が行う、公共的な防災拠点（避難所、官公署等）におけるWi-Fi環境整備事業に要する経費	過疎地域を含む条件不利地域	98
	情報通信基盤整備推進補助金		市町村等が行う、地域の活性化を図っていく上で重要・必要不可欠な光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備に要する経費	過疎地域を含む条件不利地域	390
厚生労働省	医療提供体制施設整備交付金（医療施設近代化施設整備事業）		日本赤十字社等が行う、円滑な事業承継を行うための診療所の施設整備に係る経費	過疎地域を含む条件不利地域	2,506
	医療施設運営等補助（へき地保健医療対策費：へき地診療所運営事業 等）		都道府県等が行う、無医地区を含むへき地における医療の提供など支援事業を実施する医療機関等の運営に必要な経費	無医地区等のへき地	1,570
	医療施設等施設整備費補助金（へき地診療所施設整備事業 等）		都道府県等が行う、無医地区を含むへき地に設置されるへき地診療所等の施設整備に必要な経費	無医地区等のへき地	290
	医療施設等設備整備費補助金（へき地診療所設備整備事業 等）		都道府県等が行う、無医地区を含むへき地に設置されるへき地診療所等の設備整備やへき地患者輸送者（艇）等の設備整備等に必要な経費	無医地区等のへき地	636
	地域医療介護総合確保基金	介護施設等の整備に関する事業	都道府県等が行う、生活支援ハウスの整備に関する経費	過疎地域を含む条件不利地域	48,277

（備考）・関係省庁への照会に基づき、総務省過疎対策室が作成。

・補助金等は平成28年度時点のもの。

・「交付決定額」は補助金等全体の額。

過疎地域を対象とした予算措置（①過疎地域等を対象とした補助金・交付金2）

所管	補助金等の名称・事業名		対象経費	対象地域	交付決定額 (百万円)
農 林 水 産 省	農業競争力強化基盤整備事業 (農地整備事業:中山間地域型)		都道府県等が行う、農地の大区画化等による生産効率の向上に係る経費	過疎地域を含む 条件不利地域	7,543
	中山間地域等直接支払交付金		農業者等が行う、中山間地域等の農業生産活動に係る支援事業に要する経費	過疎地域を含む 条件不利地域	25,678
	農山漁村地 域整備交付 金	農地防災事業(ため池整備事業:ため池整備工事)	都道府県、市町村等が行う、老朽化したため池の改修、補強等の工事に係る経費	過疎地域を含む 条件不利地域	106,650
		農地防災事業(ため池整備事業:ため池整備工事(特別対策型))	都道府県、市町村等が行う、災害発生の防止等が必要なため池の廃止や代替えため池の新設及び附帯施設の整備等に係る経費	過疎地域を含む 条件不利地域	
		農地防災事業(地域ため池総合整備事業:旧農業用ため池の廃止後の用地整備)	都道府県、市町村等が行う、旧農業ため池の廃止後の埋立及び池敷内又は埋立後の土地造成の整備に係る経費	過疎地域を含む 条件不利地域	
	農山漁村振 興交付金	農山漁村活性化整備対策に関する事業 (中山間地域振興型)	都道府県等が行う、農林漁業振興支援等に係る経費	過疎地域を含む 条件不利地域	6,668
		農山漁村活性化整備対策に関する事業 (森林資源利活用型)	都道府県、市町村等が行う、都市との共生を図りながら森林の適正な管理及び山村の活性化に資する施設の整備に係る経費	過疎地域を含む 条件不利地域	
	民有林補助治山事業 (水源地域等保安林整備事業:水源の里保全緊急整備)		都道府県が行う、民有林に関する防災・減災対策に係る経費	過疎地域を含む 条件不利地域	24,683

(備考) ・関係省庁への照会に基づき、総務省過疎対策室が作成。
 ・補助金等は平成28年度時点のもの。
 ・「交付決定額」は補助金等全体の額。

過疎地域を対象とした予算措置（①過疎地域等を対象とした補助金・交付金3）

所管	補助金等の名称・事業名	対象経費	対象地域	交付決定額 (百万円)
経済産業省	石油製品販売業環境保全対策事業費 (地域エネルギー供給拠点整備事業:石油製品の安定供給の維持・確保事業)	揮発油販売事業者等が行う、経営基盤強化のためのSSの統合・集約・移転に係る地下タンクの工事や、経営効率化のために行う地下タンクから簡易計量機への入換工事に要する経費	過疎地域のみ	2,313
国土交通省	集落活性化推進事業費補助金 (「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業:集落活性化推進事業)	市町村が行う、地域住民の公益サービス機能を維持確保するために既存施設の再編・集約を図る事業に要する経費	過疎地域を含む 条件不利地域	238
	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 (地域公共交通確保維持改善事業)	一般乗合旅客自動車運送事業者等が行う、地域間交通ネットワークに接続するバス交通、デマンド交通を確保するための運行経費等に要する経費	過疎地域を含む 条件不利地域	3,227

(備考) ・関係省庁への照会に基づき、総務省過疎対策室が作成。
 ・補助金等は平成28年度時点のもの。
 ・「交付決定額」は補助金等全体の額。

過疎地域を対象とした予算措置（②過疎地域等を対象とした補助率の嵩上げ1）

所管	補助金等の名称・事業名	対象経費	通常		嵩上げ（過疎地域）
総務省	地域経済循環創造事業交付金	地方公共団体が行う、地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者への初期投資費用に対する助成事業に要する経費	1/2	→	3/4（財政力指数0.25未満の市町村） 2/3（財政力指数が0.25以上0.5未満の市町村）
	消防防災施設整備費補助金	市町村等が行う、住民生活の安心・安全を確保するための消防防災施設整備事業（防火水槽（林野分））に要する経費	1/3	→	5.5/10
文部科学省	公立学校施設整備費（統合に伴う公立の小中学校等施設の新增築等）	市町村が行う、学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るための公立学校建物の施設整備に要する経費	1/2、1/3	→	5.5/10
	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	市町村が行う、文化財の保存・伝承等のための各種事業に要する経費	1/2	→	6.5/10
厚生労働省	保育所等整備交付金（※1） （公立の場合：地方債による措置（※2））	社会福祉法人等が行う、保育所等に係る施設整備事業の実施に要する経費	1/2	→	5.5/10
農林水産省	農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業：経営体育成型）（※3）	都道府県等が行う、生産基盤の整備及び経営体の育成に係る経費	1/2	→	5.5/10
	農業基盤整備促進事業（定率助成分）	市町村等が行う、畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地整備等に係る経費	1/2	→	5.5/10
	農業水利施設保全合理化事業（農業水利施設等整備事業）（※3）	都道府県等が行う、パイプライン化等による水管理省力化支援事業に要する経費	1/2	→	5.5/10
	水利施設整備事業（農地集積促進型：農地集積促進事業）（※3）	都道府県等が行う、農地集積が一定基準に達している地区を対象に、徹底した水管理の省力化を図るシステム等を整備する事業に要する経費	1/2	→	5.5/10
	農地耕作条件改善事業	都道府県等が行う、耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を支援する事業に要する経費	1/2	→	5.5/10

※1 三位一体改革により補助金が交付金化されたことにより、従前の補助率を参酌して当該交付金の額を算定する措置。

※2 三位一体改革により廃止・税源移譲された補助金該当部分を対象とする地方債（施設整備事業（一般財源化分））について、交付税措置の嵩上げを行うもの。

※3 同一補助金・事業のうち、措置内容が同様である細事業が複数ある場合は、そのうち1つを明示。

（備考）・関係省庁への照会に基づき、総務省過疎対策室が作成。

・補助金等は平成28年度時点のもの。

過疎地域を対象とした予算措置（②過疎地域等を対象とした補助率の嵩上げ2）

所管	補助金等の名称・事業名		対象経費	通常		嵩上げ(過疎地域)
農林水産省	農山漁村地域整備交付金	農地整備事業(経営体育成型)(※1)	都道府県等が行う、効率的かつ安定的な農業経営を確保するための生産基盤の整備及び経営体の育成に係る経費	1/2	→	5.5/10
		森林整備事業(育成林整備事業:森林造成林道、峰越連絡林道以外の林道に係るもの(※1))	都道府県等が行う、育成林の整備の推進を図るとともに生活環境の改善にも資するために必要な路網の整備に係る事業	4.5/10	→	1/2、5.5/10、6.5/10、7/10(※2)
	農村地域防災減災事業(整備事業:用排水施設等整備(ため池整備事業:防災ため池工事))(※1)		都道府県等が行う、災害発生のおそれのある用排水施設等の整備に係る経費	1/2	→	5.5/10
	鳥獣被害防止総合交付金(整備事業)		地域協議会等が行う、鳥獣被害防止のための施設整備に係る経費	1/2	→	5.5/10
	農山漁村振興交付金	都市農村共生・対流及び地域活性化対策に関する事業(地域資源活用対策)	地域協議会が行う、農山漁村地域の農林水産物を地域内で販売消費・循環させる取組に係る経費	800万円上限	→	900万円上限
		農山漁村活性化整備対策に関する事業(※3)	都道府県、市町村等が行う、活性化計画を作成し、その実現に必要な施設整備等を支援する事業に要する経費	3/10、1/2、定額	→	1/3、2/5、4.5/10、5.5/10
	森林環境保全整備事業	環境林整備事業(林道整備:森林災害等復旧林道開設)(※1)	都道府県等が行う、人工造林等整備に附随して行う森林作業道の整備に係る経費	1/2	→	5.5/10、6/10(※2)
		林業専用道整備事業(林道整備:林業専用道開設)	都道府県等が行う、森林施業のために利用する林業専用道の整備に係る経費	4.5/10	→	1/2、5.5/10、6.5/10、7/10(※2)

※1 同一補助金・事業のうち、措置内容が同様である細事業が複数ある場合は、そのうち1つを明示。

※2 地理的な条件(北海道、離島及び奄美群島の過疎市町村は特例的な措置)によって異なる。

※3 交付額は、要件類別ごとに異なる。

(備考) ・関係省庁への照会に基づき、総務省過疎対策室が作成。

・補助金等は平成28年度時点のもの。

過疎地域を対象とした予算措置（②過疎地域等を対象とした補助率の嵩上げ3）

所管	補助金等の名称・事業名	対象経費	通常		嵩上げ(過疎地域)
経済産業省	石油製品販売業環境保全対策事業費補助金 (地域エネルギー供給拠点整備事業:石油製品の安定供給の維持・確保事業)	揮発油販売事業者等が行う、災害時を含む石油製品の安定供給を確保するための地下タンクの大型化に伴う入換工事に要する経費	－(自治体) 2/3(中小企業等)	→	10/10(自治体) 3/4(中小企業等)
環境省	地域環境保全対策費補助金 (海岸漂着物等地域対策推進事業)	地方公共団体が行う、海洋ごみの回収・処理事業や発生抑制対策に係る事業等に要する経費	1/2(都道府県が実施する「地域計画の策定・改定等に係る事業」) 7/10(それ以外の事業)	→	1/2(都道府県が実施する「地域計画の策定・改定等に係る事業」) 8/10(それ以外の事業)

(備考) ・関係省庁への照会に基づき、総務省過疎対策室が作成。
・補助金等は平成28年度時点のもの。

過疎地域を対象とした予算措置（③要件緩和1）

所管	補助金等の名称・事業名	対象経費	通常の要件		緩和（過疎地域）
農 林 水 産 省	農業競争力強化基盤整備事業 （農地整備事業：経営体育成型）（※1）	都道府県等が行う、効率的かつ安定的な農業経営を確保するための生産基盤の整備及び経営体の育成事業に要する経費	区画整理事業の圃場面積の要件 30a以上	→	20a以上
	農山漁村地域整備交付金 （農地整備事業：畑地帯担い手育成型）（※1）	都道府県又は市町村が行う、必要な水路や区画整理などの生産基盤整備及び営農環境の整備、さらに担い手の育成支援を一体的に実施する事業に要する経費	受益面積の要件 20ha以上	→	10a以上
	農村地域防災減災事業 （整備事業：用排水施設等整備（ため池整備事業：ため池整備工事））（※1）	都道府県等が行う、災害発生のおそれのある用排水施設等の整備に要する経費	貯水量の要件 10万m ³	→	5万m ³
	森林環境保全整備事業 （環境林整備事業：被害森林整備）	都道府県、市町村等が行う、気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林における人工造林等整備に係る経費	森林面積及び全体延長の要件 森林面積：50ha 全体延長：1km以上	→	森林面積：30ha 全体延長：0.8km以上
経 済 産 業 省	再生可能エネルギー事業者支援事業 費補助金	民間事業者等が行う、再生可能エネルギー利用設備（バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、バイオマス発電）を導入する際の経費	バイオマス依存率60%以上、バイオマスから得られる熱供給能0.40GJ/h以上、発電出力10kW以上等	→	バイオマス依存率60%以上のみ

※1 同一補助金・事業のうち、措置内容が同様である細事業が複数ある場合は、そのうち1つを明示。その他ここに明示のないものについては別紙「詳細版」を参照。

（備考）・関係省庁への照会に基づき、総務省過疎対策室が作成。

・補助金等は平成28年度時点のもの。

過疎地域を対象とした予算措置（③要件緩和 2）

所管	補助金等の名称・事業名		対象経費	通常の要件		緩和（過疎地域）
国土交通省	小規模住宅地区等改良事業		地方公共団体が行う、不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅（小規模改良住宅）を建設するとともに、生活道路、児童遊園等を整備するための経費	不良住宅の戸数15戸以上かつ不良住宅率50%以上	→	不良住宅の戸数5戸以上かつ不良住宅率50%以上（ただし激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に指定された地区であること）
環境省	循環型社会形成推進交付金	循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分）	地方公共団体が行う、廃棄物処理施設の整備や施設の改良による長寿命化事業に要する経費	人口5万人以上又は面積400km ² 以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村 等	→	人口又は面積にかかわらず対象
		浄化槽市町村整備推進事業	市町村が行う、地域の水環境を保全し、自立・分散型の地域社会の構築のための浄化槽整備事業に要する経費	地域計画の計画期間中に100戸以上の住宅等について浄化槽を整備	→	整備戸数 50戸以上
	廃棄物処理施設整備交付金		地方公共団体が行う、大規模災害発生時における災害廃棄物処理体制の強化及び災害対応拠点になり得る廃棄物処理施設の整備事業に要する経費	人口5万人以上又は面積400km ² 以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村（北海道、沖縄県、離島地域は除く）等	→	人口又は面積にかかわらず対象
	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金		地方公共団体が行う、廃棄物処理施設への高効率廃棄物発電等の導入に向けた改良・更新事業に要する経費	人口5万人以上又は面積400km ² 以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村 等	→	人口又は面積にかかわらず対象

（備考） ・関係省庁への照会に基づき、総務省過疎対策室が作成。
・補助金等は平成28年度時点のもの。

過疎地域自立促進特別措置法における予算措置の規定 1

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第十条 市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

2 国は、市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

【別表(第十条関係)】

事業区分		国の負担割合
教育施設	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となった公立の小学校、中学校又は義務教育学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)	十分の五・五
児童福祉施設	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち保育所又は幼保連携型認定こども園の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備	二分の一から十分の五・五(国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に係るものにあつては、三分の二)まで
消防施設	消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	十分の五・五

過疎地域自立促進特別措置法における予算措置の規定 2

(医療の確保)

第十六条 都道府県は、過疎地域における医療を確保するため、都道府県計画に基づいて、無医地区に関し次に掲げる事業を実施しなければならない。

- 一 診療所の設置
- 二 患者輸送車(患者輸送艇を含む。)の整備
- 三 定期的な巡回診療
- 四 保健師による保健指導等の活動
- 五 医療機関の協力体制の整備
- 六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業

2 都道府県は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

- 一 医師又は歯科医師の派遣
- 二 巡回診療車(巡回診療船を含む。)による巡回診療

3 (略)

4 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。

5 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第三号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。ただし、他の法令の規定により二分の一を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

過疎地域自立促進特別措置法における予算措置の規定 3

(高齢者の福祉の増進)

第十八条 都道府県は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、市町村計画に基づいて行う事業のうち、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、都道府県が前項の規定により補助する費用の一部を補助することができる。

3 国は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、都道府県が都道府県計画に基づいて第一項に規定する施設の整備をしようとするときは、予算の範囲内において、当該整備に要する費用の一部を補助することができる。

第十九条 国は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて高齢者の自主的活動の助長と福祉の増進を図るための集会施設の建設をしようとするときは、予算の範囲内において、当該建設に要する費用の一部を補助することができる。